

令和6年度第3回習志野市社会教育委員会 会議録

1 日 時：令和7年1月30日（木）午後1時30分から午後3時10分

2 開催場所：習志野市庁舎 5階 委員会室

3 出席者

【委員】：澤田 弘 委員長、鶴岡 利江子 副委員長、
東 秀行 委員、越智 晃 委員、
三浦 久美 委員、大村 悠 委員

【出席職員】：小熊 隆 教育長、
府馬 一雄 生涯学習部長、芹澤 佐知子 生涯学習部次長、
越川 智子 社会教育課長、岡野 重吾 中央図書館長、
伊東 尚志 中央公民館長、忍 貴弘 生涯スポーツ課長、
竹口 正樹 菊田公民館長、利根川 賢 指導課長、
勇 依子 生涯学習部主幹（中央図書館）、
西林 菜奈子 指導課指導主事、
小倉 康裕 社会教育課青少年育成係長、
谷澤 朋存 社会教育課管理係長、
関口 知世 社会教育課主任主事、
峯島 拓登 社会教育課主事

【傍聴者】：0人

4 会議内容

第1 会議の公開

第2 会議録の作成等

第3 会議録署名委員の指名

第4 諮問

第5 審議

（1）次期習志野市子どもの読書活動推進計画の骨子（案）について

（2）次期習志野市文化振興計画の骨子（案）について

第6 報告

（1）プラッツ習志野・公民館・富士吉田青年の家の使用料改定について

（2）令和7年度社会教育関係団体に対する補助金（案）について

（3）令和7年度生涯学習部予算（案）の概要について

（4）指定管理者制度の更新について（公民館）

第7 その他（事務連絡等）

5 配付資料

審議 1_次期 子どもの読書活動推進計画 諮問書（写し）

審議 1_次期 子どもの読書活動推進計画 骨子案

審議 2_習志野市文化振興計画 諮問書（写し）

審議 2_習志野市文化振興計画（骨子案）

審議 2_次期習志野市文化振興計画の策定に関するアンケートの結果報告について
（第1回会議からの修正資料）

審議 2_次期習志野市文化振興計画の策定に関するアンケートの結果報告について
（当日追加資料）

報告 1_資料 1 プラッツ習志野・公民館・富士吉田青年の家の使用料改定について

報告 1_資料 2 使用料改定一覧

報告 2_令和7年度社会教育関係団体に対する補助金（案）について

報告 3_令和7年度生涯学習部予算（案）の概要について

報告 4_指定管理者制度の更新について（公民館）

6 議事内容

第1 会議の公開

報告（2）「令和7年度社会教育関係団体に対する補助金（案）について」、報告（3）「令和7年度生涯学習部予算（案）の概要について」及び報告（4）「指定管理者制度の更新について（公民館）」の3件については、議決により非公開とすることに決定した。

第2 会議録の作成等

会議録は要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開することを決定した。

第3 会議録署名委員の指名

会議録署名委員の指名について、東委員と鶴岡委員を指名し決定した。

第4 諮問

小熊教育長が諮問書「習志野市子どもの読書活動推進計画の策定について」及び「習志野市文化振興計画の策定について」を読み上げ、委員長へ手交した。

教育長は挨拶を行った後、公務の都合により退席した。

第5 審議

審議（１）次期習志野市子どもの読書活動推進計画の骨子（案）について

澤田委員長

審議（１）次期習志野市子どもの読書活動推進計画の骨子（案）について、事務局から説明をお願いします。

越川社会教育課長

習志野市子どもの読書活動推進計画については、現行計画の計画期間が令和7年度で満了することから、現在、次期計画の策定作業を進めており、今年度第1回会議において、児童生徒や4歳児保護者へのアンケート結果をご報告させていただいたところである。その後、庁内関係部署へのヒアリング等を経て、この度、計画の骨子案をまとめたので、その内容と方向性についてご意見をいただきたい。

それでは、計画骨子案についてご説明させていただく。1. 策定の趣旨は、次のとおりである。令和元年度から7年度を計画期間とする現行計画に基づき、子どもの読書環境づくりに取り組んでいる。この間、スマートフォン等の情報機器の浸透による情報の入手方法の多様化や、SNSやゲームに余暇を費やす人が増えたこともあり、全ての世代で読書離れが進んでいる。文化庁が令和6年に全国の16歳以上を対象として実施した調査においては、1カ月に1冊も読まないとの回答が6割に上った。子ども時代の読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きていくうえで欠かせないものである。子ども時代に読書習慣をつけることがその後の人生を豊かに生きることにつながる。子どもたちに豊かな読書体験のきっかけを与えるのは、周りにいる大人たちであり、社会の変化に対応した読書環境の整備に引き続き取り組んでいくため、次期計画を策定する。

2. 計画の位置づけは、国の計画として、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県の計画として、「千葉県子どもの読書活動推進計画」を踏まえた内容とする。また、庁内においては、「習志野市基本計画」、「習志野市教育振興基本計画」「習志野市こども計画」と整合性を図り、作成する。

3. 計画の対象は、現計画と同様に、おおむね18歳以下の子どもと子どもの読書活動の推進に関わる保護者・教育・福祉関係者等とする。なお、子どもの読書活動の推進に関する法律第2条の基本理念においては、子どもをおおむね18歳以下の者と定義しており、国、県の計画においても同様である。このことから、本市の次期本計画においても、対象はおおむね18歳以下の子どもと定義するものである。

また、計画期間は次期習志野市基本計画に合わせ、令和8年度から8年間とする。

第2章では、子どもの読書活動を取り巻く全国的な現状を記載している。まず、近年、子どもたちを取り巻く読書環境は変化しており、GIGAスクール構想により小中学生に1

人1台、タブレットの配備がされている。本市についても、同様に配備し、学習手段として活用するほか、令和5年度からは、端末で電子書籍を読むことができる「習志野市学校電子図書館ナラシド♪ライブラリー」を導入し、従来の学校図書館と併用して学校での読書環境を整備してきた。

一方で、スマートフォンやタブレットに触れる機会が増え、YouTubeや各種SNS等の利用増、低年齢化が進んでいることが挙げられる。ベネッセ教育総合研究所と東京大学が小学校1年生から高校3年生を対象に実施した調査では、各メディアの1日の平均利用時間について、スマートフォンやパソコン、タブレットの利用時間が増加しているのに対し、本に費やす時間は減少していることが分かった。

また、スマートフォンの利用時間については、小学校4年生は1日20分のところ、高校2年生になると140分になり、学年が上がるにつれて増えている状況である。

次に、国及び県の計画の策定状況について、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」は令和5年3月に策定され、計画期間は概ね5年間としている。基本的方針は①不読率の軽減②多様な子どもたちの読書機会の確保③デジタル社会に対応した読書環境の整備④子どもの視点に立った読書活動の推進の4点としている。

県の計画は、今年3月に次期計画を策定予定であり、計画期間は令和7年度から概ね5年間としている。国の4つの基本的方針に対応する形で、資料に記載の2つの基本方針により推進していくこととしている。

読書バリアフリー関係について、令和元年6月の読書バリアフリー法の施行を受け、順次、国・県において、計画が策定されている。

本市の次期計画は、これら国や県の計画の方向性や内容等も踏まえて策定していく。

第3章では、次期計画の策定にあたり、現在の本市における子どもの読書活動の取組状況と課題、それらを踏まえた今後の取組の視点を記載している。1. 現行計画の取組状況として、図書館・地域・家庭・学校・園のそれぞれの場所で、基本方針①子どもが読書に親しむ機会の提供と充実②地域や学校等における読書環境の充実③子どもの読書活動への理解や関心の普及④読書活動の推進体制の整備に基づく計77事業において取組を進めた。主な取組内容は資料の記載のとおりである。

第3章の2では、児童生徒や4歳児の保護者へのアンケート結果や、関係部署へのヒアリング結果、また、読書に関する全国的な傾向等を踏まえた現状・課題・今後の取組の視点を記載しており、本市における課題を大きく3つに分けてまとめている。

1つ目は、学年が上がるにつれての読書離れについてである。本市アンケート調査にて、読書が好きな子どもの割合は、学年間の比較において、小学3年生が最も多く、その後学年が上がるにつれて減少する傾向にあった。また、16歳以上が対象ではあるが、令和5年度に文化庁が実施した調査でも、全国的に読書量が減っているとの回答が過去最多の69.1%となり、その理由として「携帯電話・スマートフォン等の情報機器で時間が取られる」、「仕事や勉強が忙しくて読む時間がない」が16歳から19歳の回答で大多数であり、このことは中学生においても同様の傾向があると考えられる。本を読むきっかけ

について学年ごとの結果を比較すると、すべての学年で「家族にすすめられた」が一定割合を占めており、「友達にすすめられた」「SNS等で知った」は学年が上がるにつれて増加している。また、「図書館や図書室で実際に手に取って面白そうだったから」も一定割合を占めた。

なお、国立青少年教育振興機構の調査では、「1日に読むページを決めて読むこと」「学校や市の推薦図書を選ぶこと」を多く経験することは、読書量の少なさと関連することが示されており、「読まされる」ことにより自由な読書を妨げてしまう可能性が指摘されている。

これらを踏まえた今後の取組の視点として、1点目、SNSなどでは得られない楽しさが本にはあることを、親・学校の先生・司書・学校図書館・市立図書館など、周りの大人がいかに関わられるか。2点目、子どもに一番近いところにいる大人である親の果たす役割の大きさを、親が自覚できるような情報発信をしていく。3点目、ただし、大人から読書を押し付けないという視点が必要であると考え。

なお、これらの視点は、後ほど説明する次期計画の基本施策に繋げ、重点的に取り組んでいく。

2つ目は、学校での読書活動の推進についてである。アンケート結果によれば、学校図書館の利用頻度は、学年が上がるにつれて減少する傾向にあり、こうすればもっと学校図書館へ行くという設問に対し、「自分の興味のある本があること」といった蔵書面での回答が最も多くあったが、「休み時間や放課後に自由に図書室を使えること」との回答も多くあった。本の入手方法においても同様の傾向が見られ、学年が上がるにつれて市立図書館や学校図書館から借りる割合が低下していた。なお、学校図書館は現状、学校司書や図書委員が在室している時間のみ開館している状況である。

これらを踏まえた今後の取組の視点として、1点目、学年が上がるにつれ忙しさが増すことが推測されるなか、毎日通う学校にある学校図書館をもっと使ってもらい、2点目、各学校での学校図書館活用の取組を学校間で共有し、取組を全市的に広めていく、3点目、子どもの読書に対する教職員等への意識付けを行うという視点が必要であると考え。

3つ目に、未就学児に対する取組についてである。アンケート結果によれば、現行計画の期間中において、未就学児に読み聞かせを行っている保護者の割合は低下しており、「読み聞かせをするうえで、障壁となっていること」を尋ねる設問では、「保護者が仕事や家事で忙しく時間がない」という回答が1番多く、5割を超えており、2番目に「保護者が疲れていて読み聞かせできない」という回答が多い結果となった。また、幼保こども園において、本の貸出を希望する声や、園でたくさん読み聞かせをしてもらいたいといった声が複数寄せられた。

次に、ベネッセと東京大学の共同研究にて、入学前に読み聞かせを週に4日以上受けた子どもは、週1日未満の子どもと比べて、その後の読書時間も1.5～2倍長くなる傾向があり、また、早い段階で読書習慣を身に着けた子どもは、その後も長い時間読書を

する傾向があることが分かった。

また、市が実施したアンケート調査では、保護者自身の読書の好き嫌いを読み聞かせの好き嫌いには相関が見られることが分かった。

なお、各幼保こども園での取組についても調査を行ったところ、園での読み聞かせや、保護者への啓発が積極的に実施されているなか、市立図書館や地域ボランティア等と連携ができていない園もあることが分かった。

これらを踏まえた今後の取組の視点として1点目、時間的な制約や疲労等により読み聞かせができない保護者に対する取組や時間がなく図書館に行けない層への取組、2点目、乳幼児期からの読書の習慣化の意義の普及・取組の推進、保護者の読み聞かせ、読書の優先順位を上げる取組、3点目、保護者自身が本を楽しむ機会を増やす取組、4点目、図書館と幼保こども園・こどもセンター等の子育て関連施設の連携の強化、5点目、図書館・幼保こども園と地域ボランティアの連携の強化が、今後の取組に向けて必要な視点であるとする。

最後に、第4章、次期計画における基本目標・基本方針・施策体系について説明する。

1. 基本目標については、現行計画から継続し、「全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり」としている。2. 基本方針として、県計画に準じ、(1) (2) 記載の2点を挙げている。(1) については、子どもたちが自主的に読書を楽しむためには、周りの大人が、子どもが自然に持つ「面白さを味わいたい、知りたい」という気持ちと本を繋いであげることが大切であるという考えのもと、主に、意識面に働きかける取組という観点で、社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進としている。また、子どもが読みたいときに本が身近にあることが大切であるとの考え方のもと、(2) 読書環境の整備と連携体制の構築としている。

3. 施策体系については、先ほど説明した、今後の取組の視点や国県計画を踏まえ、計10項目の基本施策の取組を記載している。

第5章の具体的な取組については、現在、実施している事業の見直しや新規事業等について検討中であるため、社会教育委員会のご意見を踏まえて、まとめ次第、改めてご報告させていただく。

最後に、第6章の数値目標について、1点目は、現行計画に引き続き、読書が好きな子どもの割合について設定し、増加することを目指す。2点目は、1ヶ月に全く読書をしていない割合を表す不読率について新たに設定し、こちらの数値が低くなるよう、学年が上がっても切れ目のない読書習慣の形成を行うべく、各事業に取り組んでいく。具体的な数値については、現在検討中である。なお、現行計画では、平日に30分以上読書を行う時間について目標値を設定していたが、次期計画では、読書を強制的に押し付けるのではなく、子どもたちが好きな時間に好きな本を楽しんでもらうことを目指すため、時間で計ることはせず、不読率という形で状況を確認していく。また、学校図書館や地域の図書館を月1回以上利用する割合についても、本を入手する手段としては、学校図書館や地域の図書館に限らず、本屋やインターネットで購入したり、友達から借りるな

ど様々な方法があることが調査から見てとれたため、次期計画からは削除している。

以上が、本計画の策定にあたっての基本的な考え方である。

最後に、計画策定までの今後のスケジュールだが、本日、社会教育委員の皆様にご意見を伺い、その後、本日の含めた3回の社会教育委員会会議を予定している。3回目の会議開催となる8月頃に答申を受ける予定とさせていただきたい。その後、教育委員会会議にて答申を報告させていただく。また、12月頃に計画案についてパブリックコメントを実施し、いただいたご意見を踏まえ最終案を作成し、最終的には、令和7年度中に、教育委員会会議で承認いただき、計画決定をしたいと考えている。

澤田委員長

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

三浦委員

資料を読んでとても素敵だと思った。資料6ページの第5章で具体的な取り組みが検討中とあるが、今日は、こうしたいいのではないかとことをいくつか提案したい。

1点目は、基本施策①「読書のきっかけとなる催しの実施」について、私の知る限りでは、習志野市で絵本作家を招いての講演会やトークショーの開催がしばらくないと思う。本が身近にない人や絵本の楽しさをあまり知らない人に対して、より身近に感じたり絵本の楽しさを知ってもらうきっかけの1つとして、例えば、宮城県石巻市では、宮西達也氏をお招きした講演会がプラッツ習志野の市民ホールほどの規模の会場で開催された。ご自身の絵本をスクリーンに大きく映して、宮西氏が自分で読み聞かせるだけでなく、参加している大人や子どもに、「ここを読んで」と声を掛け、たまに茶々を入れたりと楽しく進行し、絵本ってこんなに楽しいんだということが参加した方によく伝わったと思う。また、宮西氏の作品は、親子の繋がりや愛情をテーマにしたものが多いため、そういう面でも、参加した家族がとても良かったと言って、絵本を買って帰られた。今まで絵本をあんまり読んでいらない方も、大きなスクリーンで絵本の読み聞かせを聞くこと等で楽しさが伝わってくると思うので、子どもの体験や楽しさを、大人と一緒に体験する活動を実施していただけたらと思う。

2点目は、私が活動しているおはなしポケットという読み聞かせ団体では、昨年6月に、谷津図書館でパパとママのための学校おはなし会を実施した。団体が実施している小学校でのおはなし会が実際どういうものであるか、素話とは何か、そして本の紹介とはどういうものか、保護者の方に体験してもらう企画であった。最初は、子どもをその企画に参加させると、親は自分の子どもが楽しんでいるかどうかを気にして、自分は楽しまずに子どもの顔だけ見ているのではないかと感じていたが、考えが変わり、子どもが楽しんでいる様子を保護者の方に見ていただくことも大事だと思うようになった。昨日と今日、小学校でおはなし会を行った時に、子どもたちが絵本や素話、本の紹介に食いついてきたのだが、保護者がもしその姿を実際に見たら、本の力を肌で感じる事が

できると思う。平日は、仕事等で保護者の参加が難しいと思うが、授業参観の日に、子どもたちに読み聞かせをしている様子を見てもらったり、読み聞かせ団体から保護者に読み聞かせの目的や意義についてお話させていただく機会があるとよいのではないか。やはり、親の意識によって、その子どもの本に対する距離はまったく違うように感じ、コロナ禍以降は特に差が激しくなっているため、底上げが大事だと考えている。

東委員

前任校の実籾小学校では、おはなし会を実施している読み聞かせ団体から、団体員の高齢化が進み、人数も減って困っているという話があり、読み聞かせに興味がある保護者向けに、子どもたちがおはなし会を受けている様子を見てもらったことがある。参加者数は2名だったので、少しずつ増やすことが必要である。また、三浦委員の意見を伺い、授業参観の後に保護者懇談会等を実施する時、学校で子どもを預かる場があるため、懇談会が終わった後に、そこに保護者が合流しておはなし会等を実施する方法が考えられる。持ち帰って検討したい。

三浦委員

数年前に谷津南小学校の家庭教育学級で講師を務めたことがあるが、しばらく経ってから、当時紹介された本を今読み始めているとか、あの時の本の内容が良かったと言ってくれる保護者がいるので、親子で参加してもらうことが大事だとしみじみ感じている。

話は変わるが、私は、3歳児の家庭教育学級と2歳児の親と子のふれあい講座の中で、絵本の講座を担当させていただいている。2歳3歳のお子さんについては、読み聞かせをしようと思ってもどんどんページをめくっていつてしまうから困る、乗り物の本にしか興味がないという相談がよくある。上のお子さんに対する絵本の読み聞かせについての相談もとても多い。したがって、幼稚園、保育所、こども園でそのような話をさせていただく機会があったらよいと思う。

また、習志野市では私立園が増えているが、公立園より本の蔵書数が少なく、大型絵本等を図書館で借りているようである。保護者から園での本の貸出を希望する声があるという事務局からの説明について、公立園は歴史があるためそれなりの蔵書があると思うが、特に小規模の私立園は難しいと思う。そこは同じ市民なので、私立園に働きかけることも大事である。

越智委員

習志野市の青少年育成団体に NPO 法人ならしの子ども劇場という団体があり、活動の中で、読み聞かせ団体を呼んでおはなし会をやっているということを聞いたことがある。

また、公民館で実施している家庭教育学級は、来る人は来るが、来ない人は来ないという状況である。我々もスマートフォンがなかった頃は、子どもや孫たちが寝る前に読

み聞かせをしていたが、今はしなくなっているので、大人も含めてもう一度原点に帰って絵本の大切さを考えられるとよい。

三浦委員

越智委員のお話について、今年度の3歳児の家庭教育学級の応募者数が少なかった。今後、広報紙だけでなくLINEからお知らせすることで、今まで届かなかった人にも届けることができるのではないかな。

もう1点心配しているのは、こどもセンターに行くと0歳児、1歳児の来所が多く、2歳はたまにいますが、3歳になったばかりの未就園児を見かけないということである。もしかしたらプレの幼稚園に行っているかもしれないが、公園で会った人に聞いても、同じくらいの歳の子どもがいないから寂しくて行かなくなってしまうとか、こどもセンターでも小さい子ばかりで遠慮してしまうと言う方がいらっしゃった。したがって、3歳になったばかりの子どもはどこに行っているのかという気がかりがあり、そういう方たちに何か届けられたらと思っている。

越川課長

さまざまなご意見をいただき、感謝申し上げます。次期計画の基本施策①「読書のきっかけとなる催し物の実施」では、おはなし会の開催や三浦委員からご紹介があった絵本作家による講座、大人向けの講演会等の取組みについて庁内で検討していきたい。

岡野中央図書館長

市内在住の作家を招いた小規模の講座は開催しているが、三浦委員が紹介されたような著名作家による講座はお招きする上でそれなりの謝礼金が必要であるため、開催ができないという現状である。しかし、普段読書に興味がない市民も関心と呼ぶような企画としては、著名作家を招くことも1つの方法だと思うので、そういったことも含めて読書のきっかけとなる催しを検討し、次期計画に盛り込んでいきたい。

三浦委員

お願いしたい。親子で楽しめるということがポイントである。

越川課長

親子で楽しむということを踏まえて取り組みを検討する。先ほど、三浦委員より、子どもが楽しんでいる姿を大人が見る機会を作っていくことが大事だという話をいただき、具現化については関係課とも調整して、取り組みに加えていきたい。

大村委員

資料が大変分かりやすかった。子どもは、未就学児のように親から読んでもらう受動

的な時期と、その後の自主的に本を読む時期があると考え。確かに未就学児の受動的な機会も重要であるが、学年が上がった時の課題に記載があるように、SNS や勉強する時間等、読書よりも楽しい誘惑が出てきた場合に、果たして自主的に読書を選択していくかということも重要になると感じた。その中で、読書の定義はどこまでの本を表すか。例えば、歴史についての学習漫画は読書に該当するのか。あるいは、歴史を忠実に表すような漫画でも読書に入るのか、という読書の定義の範囲によって、子どもたちに対してのアプローチの仕方が変わってくる。自主的に子どもたちに読んでもらいたいというのであれば、本より漫画の方が読みやすい。

越川課長

昨年、本市で実施したアンケート調査では漫画を読書に含めていない。ただ、学習漫画や知識の獲得や理解を促すための漫画等を含むかは難しいところである。詳細を確認するので改めてお答えする。

鶴岡委員

資料の中に、子どもたちが読むきっかけとして「手にとって面白そうだったから」ということ、また、こうすればもっと学校図書館へ行くという設問では、「休み時間や放課後に自由に図書室を使えること」という回答があったことについてお話させていただく。私は、2020 年まで大久保小学校で子どもたちの放課後の居場所作りに携わっていた。会場が図書室だったために、毎回 20 人ほどの子どもたちが本を手にとって友達と貸し合ったり、一緒に見たり、誰かが折り紙をやろうと言ったら折り紙の本を取りに行き、みんなでやり始めるというようなことを 8 年間ほど経験させてもらった。

また、2004 年から家庭教育学級の講師として、沐浴教室、育児教室、産後の母親の回復、命や性教育に関する講座等を実施しており、その時に必ず関連図書を持っていくようにしている。昨年 120 回講演を行ったが、20 冊ほど命や体の本を持っていくと保護者が必ず手に取っていた。毎年、市立の全 16 小学校で講座を実施する中で、複数の子どもを持つ保護者が、前に他の兄弟の時に受けたフィードバックを持ってきてくれるので聞いてみると、多くの保護者が、子どもが読めるように図書室に本を借りに行ったり、インターネット等で買ってくださっている。やはり本を読むきっかけとして、手に取ってみることが大事だと思っている。今日、意見を言うとすれば、保護者は図書室にどんな良い本が置いてあるかを知らないと思うので、授業参観の時に図書室を開放したり、見学ツアーを実施していただけるとよいのではないか。

また、現在、私が実施している「いのちの授業」は谷津地区から始まったが、谷津地区で学区の会議を実施した時に、「いのちの授業」の関連図書を置いたコーナーを谷津図書館に作ってくださった。今後もイベントに関連する本がそこで読めるように置いていただく取り組み等もしていただけるとよい。

三浦委員

私が所属している文庫は、おはなし会で 45 分のうち約 15 分をブックトークの時間に充て、図書館から借りてきた本を紹介している。2 週間教室に置いておくので自由に読んでねと言うと、紹介が終わった途端、子どもたちが読みたいと言って取りに来る。そういう姿を見ると、本が子どもたちのすぐそばにあるということの重要性を感じる。先日、習志野文庫連絡会に出席した時に、おはなし会で本の紹介をしていない文庫の人たちからも質問があったが、本の紹介を行うこと、そして本を平置きにすることが大切である。先月、小学校で 1 年生に本を紹介した時、業間休みに学校司書が図書室に同じ本を平置きにしたら、子どもがすぐ借りに来たと言っていた。小さい子は、平置きだと分かりやすいのですぐ繋がる。その“すぐ繋がる”ということが大切である。鶴岡委員がおっしゃるとおり、本を紹介する時に、ここに置いてあると話すから繋がる。題名を聞いただけでは繋がらず、後にしようと思ってしまうので、そこに本があるということが大変重要である。そういう面で、市立図書館で団体貸出を行っていただけるのが本当にありがたい。先日、「エーミールと探偵たち」という本を紹介した時に、少しハードルが高いかなと思ったが、紹介した後にすぐ男の子たちが来て、じゃんけんをして取り合っていた。身近に本がある家庭とない家庭では、その子どもの本との距離感が全然違うので、そばに本が潤沢にあることの大切さを伝えることが大切だと思う。

利根川指導課長

授業参観の時の図書室の開放や、中を見ていただく機会を作るというご意見については、校長会と相談していけば可能だと思っている。

また、おはなし会で本をたくさん持ってきていただいた時、私も、目の前で子どもたちが争うように本を取って読むといった状況を見ている。三浦委員のご意見のとおり、図書室の本を縦に置くだけではなく、もっと子どもたちが手に取りやすい方法について図書主任や学校司書と検討していきたい。

越川課長

先ほど、大村委員からご質問があった読書の定義について、やはり国においても明確な定義は決まっていない。しかし、資料の説明で様々な調査をご紹介した中では、漫画を読書に含んでいないのが一般的である。雑誌について、サイエンス等の内容のものは一部読書に含むことがあるようだが、漫画については、基本的に読書の定義に入れずに考えていただければと思う。

大村委員

承知した。漫画をどれぐらい読んでいるかというアンケートを取っていただき、読んでいるのであれば、その次のステップとして活字の本を読んでもらうといった新たなアプローチができると思う。

審議（２）次期習志野市文化振興計画の骨子（案）について

澤田委員長

審議（２）次期習志野市文化振興計画の骨子（案）について、事務局から説明をお願いする。

越川課長

習志野市文化振興計画について、市民アンケートや文化団体とのヒアリングなどを通じて、次年度で終了する現行計画期間の取り組みと総合指標の達成度等を図り、その成果を踏まえつつ、本市の文化及び文化施策の現状や課題を明確にし、今後の必要な施策と取り組みを位置付けるため、次期計画を策定するものである。

骨子案のご説明の前に、諮問書をご覧いただきたい。計画策定の趣旨は次のとおりである。現行の「習志野市文化振興計画」は本市が培ってきた文化を大事にし、市民ニーズに対応しながら市民の想像力と感性を育み、心豊かなまちを形成するとともに本市の文化に係る将来像とその実現のために必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、令和３年度から令和７年度まで５年間を計画期間として策定した。

この間、新型コロナウイルスの世界的流行により各種イベントの延期・中止が相次いだほか、施設が休館となるなど、文化・芸術の分野においても多大なる影響があった。市民にとっては、鑑賞機会や文化活動への参加機会が減少することとなり、本計画の掲げる「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を実現する上で少なからず支障があったと考える。

一方で、コロナ禍により、文化・芸術が果たす役割が再認識され、新しい生活様式に沿った文化・芸術活動として、インターネット配信や VR 技術などデジタル技術を活用した取り組みが急速に普及した。

また、習志野市では、昭和 53 年の開館より 40 年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが、地区再開発の影響と老朽化のため令和 4 年度末を以て長期休館となった。ホールの再整備までの間、従来のホールを中心とした文化振興の取り組みから、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチにより振興施策の充実を図ることが必要となる。

以上を鑑み、市民アンケートや文化団体とのヒアリングなどを通じて、現行期間の取組と総合指標の達成度等を図り、その成果を踏まえつつ、本市の文化及び文化施策の現状や課題を明確にし、今後の必要な施策と取り組みを位置付けるため令和 8 年度から令和 15 年度を計画期間とする次期計画を策定する。

それでは、次期計画の骨子案の概要について、主だった内容をご説明させていただく。
1. はじめにの計画期間は、市の前期基本計画期間と合わせ、8 年間で予定している。

次に、2. 習志野市の文化を取り巻く動向については、記載のとおりである。このうち、計画の総合指標の達成度を図るとともに、次期計画の策定に向け、現状や課題を明確にし、今後の必要な施策と取り組みを位置付けるべく、本年度に実施した市民意識調査結果について、既に前々回及び前回の会議にてご報告させていただいたところであるが、その際の資料に一部、記載の誤りがあったため、正しい資料を添付させていただいた。誤りは2か所である。1つ目は、5ページの下から3行目の「図書館が夜遅くまで開いている」25.7%が、第1回会議の資料では数値が誤って表記されていた。2つ目は、6ページの4-1「文化財を保存・活用することの大切さ」のグラフの表示が誤っており、正しくは本日お配りした資料のとおりである。お詫びして訂正させていただく。

なお、本日、追加資料としてA3両面の円グラフを記載した資料をお配りしている。表面はクロス集計として一般市民の方の「何も鑑賞していない理由」を年代ごとに表した円グラフである。過去1年間に何も鑑賞していないと回答した方に理由を尋ねた設問では、「仕事や生活が忙しく時間がない」が56.5%、続いて「興味のある催し物が少ない」が51.9%、「自宅のテレビやパソコンなどで鑑賞すれば十分だ」が34.4%となっており、A4の資料3ページのとおり以前も報告させていただいている。「仕事や生活が忙しく時間がない」が前回調査時と同様最も多く、6.5ポイント増加し、年代別では30歳代から50歳代までの層でそれぞれ理由の3割を占めており、最も多くなっている。「興味のある催し物が少ない」は、20歳代以下と60歳代で最も多く、こちらもそれぞれ3割を占めている。一方、3番目となった「自宅のテレビやパソコンなどで鑑賞すれば十分だ」は、前回から11.4ポイントと大きく上昇している。このことについてはコロナ禍のステイホームの影響で、パソコンやスマートフォンで動画等を鑑賞する機会が増えたことやIT化が進み、情報の入手が容易になったことが一因と考えられる。年代別では70歳代で2割を占め、最も多く、30歳代以下の層でも1割強から2割と比較的多い回答となっている。また、70歳代では「情報が入手しづらい」が2割程度と、他の年代が1割程度であるのに比べ、多い回答となっている。

裏面の「何も活動していない理由」については、大きな差異は見られなかったが、60歳代以下は「仕事や生活が忙しく時間が無い」が、70歳代以上は「自分が活動することに興味が無い」が一番多くなっている。

それでは、資料骨子案に戻っていただきたい。3. 前計画における取り組みとその課題、4. 将来像と方向性、5. 施策と取り組みを一括してご説明する。現行計画では3つの方向性とそれぞれ2つずつ、計6つの評価指標を定め、47の取り組みを推進し、毎年度の実績について、社会教育委員会において報告してきた。なお、評価指標の設定については、策定当時の現状値であった令和元年度の数値を基準値とし、指標ごとに1.2から2.0ポイント増加することなどを各々目標値として設定している。この間、コロナ禍の影響により、実施ができなかった事業もあったが、令和5年度の実績においては初めて、予定した全ての取り組みを実施するに至り、概ね計画どおりの進捗となっている。現時点で2つの評価指標は目標を達しており、4つが未達成の状況である。全体としては、

方向性１の「文化に触れる～機会の提供～」、方向性３の「文化を活かす～活用～」については、概ね順調に進捗しているが、「文化をつなぐ～育成と継承～」については、生の文化芸術「鑑賞」において、児童生徒の調査では減少している。「鑑賞」は市民も横ばいであり、計画のスタートから２年程度がコロナ禍であり、かつ令和４年度末を以って市の文化振興の拠点であった習志野文化ホールが長期休館となったことなどからも、生の芸術に触れる機会そのものが減少したこと、スマホの普及により自宅でのデジタル配信で構わないと考える層も増加していることなどが要因と推察される。

次期計画においては、これらを踏まえた政策、施策の設定、今後、一層工夫した取り組みを行う必要がある。

こうしたことから、計画の将来像は、引き続き「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を案として掲げている。

それでは、３つの方向性ごとに骨子案の概要をご説明させていただく。

方向性１「文化に触れる～機会の提供～」の指標、①文化芸術を鑑賞した市民の割合は 85.2%と令和元年度実績の基準値から 0.4 ポイント増と横ばいで、目標値には僅かに到達していない。②文化芸術活動をした市民の割合は 26.2%で、基準値から 2.7 ポイント増加しており、目標値も 1.2 ポイント上回っている。今後もこうした状況の維持と拡充を図っていく必要がある。

一方、年齢、仕事、子育てや介護、居住地などの条件によって、鑑賞・活動状況に差があり、内容・ジャンルも含め、どのような条件下でも可能な機会の創出が求められる。特に習志野文化ホールが長期休館となったことから、再整備までの間、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチにより、これまでホールに足を運ぶことにためらいを感じていた市民も含め、文化に触れるきっかけを積極的に作っていくことが必要である。こうしたことから、今後の取り組みとしては①誰もが文化に触れる機会の創出②市庁舎や公共施設等身近な場所で質の高い文化芸術鑑賞機会を提供③市民が身近な文化芸術への関心を高め、気軽に触れることが出来る機会を増やせるような情報発信に取り組むを位置付けた。

次に方向性２「文化をつなぐ～継承と育成～」についての指標、③文化芸術を鑑賞した小中高生の割合は 89.5%で、令和元年度の基準値から 3.6 ポイント減少しており、目標値も 5.5 ポイント下回っている。④文化芸術活動をした小中高生の割合は 63.1%で、基準値から 7.1 ポイント増加し、目標値も 5.1 ポイント上回っている。コロナ禍によって奪われた、子ども達の鑑賞・活動機会を提供し、特に、IT 機器などを使用した動画等による鑑賞だけでなく、生の芸術に触れる取組を推進する必要がある。

また、文化団体の課題は新規会員の確保であり、40 年以上活動している団体が 8 割を超える中、新規加入者の減少について半数の団体が「困っている」とし、「運営側の人材不足」を挙げている団体が多い状況である。自然に新しい会員を取り込める環境を醸成していくことや新たな団体の結成加入を促していくことも必要となっている。

このことから、今後の取り組みとして、①子どもや若い世代への文化の継承と育成②

文化に触れ、生きがいにつなげる環境の整備③文化にたずさわる人材の育成を位置付けた。

次に方向性 3「文化を活かす～活用～」についての指標、⑤公民館での音楽会・コンサートの実施回数は 16 回で、令和元年度の基準値から 3 回増加しているが、目標値には到達していない。⑥県指定文化財（旧大沢家・旧鴛田家住宅）の 1 日当たりの入館者数は 63.0 人で、基準値から 1.9 人の増加となっているが、目標値には達していない。なお、令和 5 年度は旧大沢家住宅において、茅葺屋根の葺き替え工事のため、約 3 か月半の休館期間があったことから、こちらのみ令和 4 年度の数値を採用している。中高年を中心に市の歴史に関心のある市民は多く、地域への愛着を深め、若い世代も含めて我がまちを大切する心を育むことにもつながるため、今後も文化財の保存と活用に取り組む必要がある。

また、本市は小中高校における音楽活動の全国レベルの活躍から「音楽のまち」としての知名度が高く、引き続き特色を活かしたまちづくりに取り組むことが重要である。

さらに、大学との連携等魅力的な活動により公民館の稼働を向上させるとともに文化芸術に意欲的に取り組む成人が、その活動や発表を通じ世代を超えた交流やつながりを生む中で文化を創造していくことを支援していくことが必要である。このことから、今後の取り組みとしては、①文化財の保存と活用②「音楽のまち習志野」の推進③社会教育施設等地域の公共施設を通じた文化発信機能の強化、地域の公共施設を利用した交流の輪を作り、にぎわいを創出する取り組みの実施を位置付けた。

6. 推進に向けては、全庁的に文化振興に取り組むため、各関連分野の担当課と連絡調整を行うほか、評価指標を設定し、マネジメントサイクルにより検証に取り組み、さらなる文化振興を図るものである。

なお、評価指標の設定にあたっては、社会教育委員のご意見も伺いながら、新たに達成度を測るにふさわしい指標について、改めて検討していく。以上が骨子案の概要である。

最後に、計画策定までの今後のスケジュールについては、先ほどの子どもの読書活動推進計画と同様に、今後、本日及び新年度の計 3 回の会議にて、効果的かつ具体的な取り組み等も含め、ご意見をいただきながら、修正を重ねつつ、計画本編の策定を進めさせていただき、3 回目となる 8 月の会議において、答申をいただきたい。なお、並行し、文化財審議会や公民館運営審議会においても、適宜ご意見をいただいていく。

澤田委員長

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

東委員

次期計画における 3 つの方向性の 1 つ目「文化に触れる機会の提供」について、先日、藤崎小学校の吹奏楽部が近隣の介護施設にお招きいただき、6 年生が演奏した。会

場がそこまで広くなかったため、大勢の部員を連れて行くことができなかったが、車いすの方が多くおり、生の演奏をアウトリーチ型として楽しんでいたのではないかなと思っている。そのような方に生の芸術だけでなく他に伝える方法がないか考えた時、インターネット配信や VR 技術等を活用するとよいのではないかな。例えば公民館等、異なる場所で演奏する様子を配信する等、施設から出られなくても芸術に触れる機会を作るための新しい方法を検討していただきたい。

越川課長

多くの 70 代以上の方が、アンケートで「自宅のテレビやパソコンなどで鑑賞すれば十分だ」と答えており、IT を活用することも 1 つの選択肢だと考える方がいると思う。高齢化が進んでいる世の中でもあるので、足回りのことを考え、今いただいた意見を計画の中に反映させていく。

越智委員

袖ヶ浦公民館では、毎年、夏にフレンドシップコンサートと 12 月にライトアップコンサートを実施している。フレンドシップコンサートでは、出演する子どもの保護者を中心に地域の方が多く来てくださり、地域に根づいた活動になっている。また、昨年度のライトアップコンサートでは、公民館横の袖ヶ浦西近隣公園にあるもみの木のツリーを点灯する記念として、公民館の活動団体や第三中学校の吹奏楽部に参加していただき、こちらも地域の高齢者等がたくさん興味を持って来てくださった。公民館では、軽音楽等、芸術に関わる活動団体が多くいるので、活動してくださる方を増やしていけるとよい。

越川課長

習志野市の大きな特徴として、公民館や地区学習圏会議が中心となって地域に根差したコンサート等を実施しており、このことが音楽のまち習志野を表す大きな要素だと思っている。こちらについても、まず学校のご協力を得ることが必要であるが、どのように充実を図っていくかということも含めて、次期文化振興計画の中に位置付けていく。

三浦委員

先ほどの東委員のお話は、配信ではなく生だから介護施設の入所者に喜ばれたのだと思う。映像だとテレビを観ることと一緒にだが、生だと直接響いてくる。子どもにとっても大人にとっても、生の感動というのは何事にも代えがたいものである。習志野市の場合、非常に音楽が盛んなので、あちこちで音楽を演奏する人がいて、聴く機会が多く、また、無料で聴けることもあるので、できれば演劇もそのように触れ合うことができたらいのではないかな。特に幼児等、小さい子どもに対しては、そのような機会がなかなか

か少なく、先ほど子どもの読書活動推進計画の意見でも言ったように、こちらも親子で感じ合うことが大切だと思う。また、ならしの子ども劇場では、幼児向けの講演を実施しているが、会員がとても減って維持が難しくなっている。団体単独の主催ではなく、市と共催する等の支援ができないか。ならしの子ども劇場がなくなってしまうと、習志野市の子どもたちは生の演劇を観ることができなくなるのではないかとという危機感がある。他市では、子ども劇場がなくなった事例もあつたり、市が舞台鑑賞できる機会を作って、そこに子ども劇場を呼ぶということもある。今、習志野市では文化ホールのような大きな箱がないが、プラッツ習志野の市民ホールや公民館の多目的室等でもいいので、単独では開催が難しくても他の組織と連携して芸術鑑賞を実施する機会ができればよいのではないかと思います。

越川課長

各小学校では芸術鑑賞会を開催し、演劇に限らず様々な芸術体験ができる機会がある。また、ならしの子ども劇場は青少年育成団体連絡協議会のメンバーであり、非常に活発に様々な活動や催し物をしていただいて、子どもたちに根づいた団体だと認識している。現在、習志野市が後援という形で毎回協力させていただいており、共催は難しいものの、育成団体の1つとして市としても団体の活動を支えていく必要があると認識している。子どもたちが生の文化芸術に触れることができ、また、大人も一緒に楽しめる非常に貴重な機会を提供してくださっている団体であるので、こういった芸術活動をされている方々と手を取り合うことについても、計画の中で触れていきたいと考えている。

越智委員

袖ヶ浦地区では、袖ヶ浦公民館の主導で、年末年始に門松づくり、小正月にどんと焼き、2月に豆まきの3つのイベントを昔から実施している。高齢の方は来てくださるものの、もともと少ないということもあるが子どもたちの参加が年々減ってきている。他の地域ではできないこのような取り組みを実施していることを知らない人もいる中で、文化を継承していくことは非常に大事なことだと思うので、我々市民スポーツ指導員も協力し、年々様々な事情で難しくなっているが、これからもしくは続けていきたい。

鶴岡委員

小学校ではどれぐらい文化に触れる機会があるのか。また、どの小学校でも公平に受けることができるのか。

東委員

毎年内容は変わるが、年に1回芸術鑑賞会を開催している。市から補助を受けて実施しているが、毎回大きな団体を招いた開催はできないので、演劇、ドラムミュージシャン等の小規模の演奏あるいはスポーツイベントを実施することもある。少なくとも私が

赴任したすべての小学校で毎年開催している。

鶴岡委員

図書室もそうであるが、家庭によって経済的な差もある中で、無料で本を読める場所や文化に触れる機会は、子ども達に必要だと思っている。また、習志野こども劇場の運営が厳しいという話があったが、子どもが少ないうえに運営ができなくなるのであれば、難しいとは思いますが、共催や依頼という形で例えば小学校の体育館を無料で貸し出したりと、アウトリーチ事業という形で何かできないか。ノウハウをたくさん持っており、非常に力がある団体なので応援したい。

東委員

1点補足する。市から補助は受けているが、それでも莫大な支出なので、無料ではなく集金して実施している。

澤田委員長

私が所属している習志野市芸術文化協会は、生涯学習部の支援をたくさんいただき、毎年、春に芸術祭、秋には文化祭を継続的に開催している。習志野文化ホールが使えなくなったので、新しく完成するまでに活動だけは何とか続けていこうと他の施設を借りつつ、皆さんに生の芸術を伝えたいという思いで活動している。しかも、無料で芸術祭等を開催している。

以上、審議の2件については、事務局においては、本日出されたご意見等を踏まえ、計画の作成を進めていただきたい。本件については、次回の会議においても継続して審議を行う。委員の皆さまにおかれては、お気づきの点があれば、事務局までご意見をお寄せいただきたい。

第6 報告

報告（1）プラッツ習志野・公民館・富士吉田青年の家の使用料改定について

澤田委員長

報告（1）プラッツ習志野・公民館・富士吉田青年の家の使用料改定について、事務局から説明をお願いする。

越川課長

この度、令和7年4月1日からの施設使用料の改定について、先月開催された習志野市議会令和6年第4回定例会において議決されたので、報告させていただくものである。

1. 施設使用料の考え方として、習志野市では施設を維持するためにかかる経費を施設

利用者に負担していただくという考え方のもと、施設の維持に係る経費を、施設の最大利用回数で割った金額を基に施設使用料を定めている。

金額の算定にあたっては、「習志野市使用料・手数料の単価の積算基準」に基づき、人件費、物件費、維持補修費、減価償却費、施設管理費等の対象経費から原価計算を行っている。また、適正な受益者負担を確保する観点から3年ごとに使用料を見直しており、本来であれば、3年毎の見直しは令和5年4月1日からの予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、全庁的に2年延期して令和7年4月施行となっている。

2. 施設使用料の積算の基本的な考え方として、資料では公民館を例に記載している。1時間・1㎡あたりの単価を計算し、それを諸室の面積に乘じ、10円未満を切り捨てたうえで、使用区分の時間を乗じて計算する。

なお、表に記載のとおり、中央公民館においては改定後単価が4.44円、他の公民館においては3.23円と、単価に差がある。この理由は、中央公民館については、中央公民館を含むプラッツ習志野が令和元年度に開館した際に、新しい施設であることから、他の公民館とは別に積算を行っており、今回の改定においても、その考え方を踏襲していることによるものである。

3. 各施設の金額改定については、資料2の一覧表に記載のとおりである。生涯学習部が所管する施設のうち、今回の見直しの対象施設は、公民館・プラッツ習志野の諸施設・富士吉田青年の家である。こちらの表には、料金改定を行う諸室等のみ抜粋して記載している。また、すべての時間帯において改正を行うが、資料には、代表的な時間帯として9時～12時などの時間帯のみ、抜粋して記載している。基本的には、算定基準どおりの計算結果に基づく改定額となっているが、No.41 中央公園体育館と、No.43 中央公園テニスコートについては、積算基準の計算結果によらない改定額としている。具体的には、No.41 中央公園体育館については、バスケットボールコートに換算して1面の広さであり、積算どおりの使用料とすると、2時間で4,300円となるが、市内外の体育館との金額的な均衡や施設設備の内容を鑑み、バスケットコート2面の広さを有する東部体育館の使用料金の半額とした。また、No.43 中央公園テニスコートについては、前回の算定時と同様、市内の他のテニスコートと同額としている。

なお、生涯スポーツ課の所管するスポーツ施設については、指定管理者制度において利用料金制を採用しており、指定管理者の収益に影響を及ぼすことから、料金改定については指定管理の更新時に行うこととしており、直近では令和6年4月1日に改定済みである。

最後に、これら使用料の改定については、令和7年4月1日のご利用分から適用されることから、現在、ホームページ等を通じて周知を図るとともに、12月にはサークル団体の総会等の中でご説明させていただいたところである。2月1日には広報習志野にも掲載される予定である。

澤田委員長

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

三浦委員

市民ホールは、現行料金から改定料金が値下げされているが、積算した結果そのようになったのか。

越川課長

市民ホールの現行の料金は前回の算出時が開館前であったため、想定値として計算した。今回は、令和４年度及び令和５年度の実績で算出しており、前回の想定値より光熱水費がかかっていなかったことが減額となった主な要因である。特に令和４年度は、光熱水費自体は上昇傾向であったが、当時、コロナ禍の影響が残っており、公民館の諸室等に比べると閉鎖的空間に多人数が集まるというホールの特色上、稼働状況が未だ少なかったことなどが要因として考えられる。

報告（２）令和７年度社会教育関係団体に対する補助金（案）について

澤田委員長

報告（２）令和７年度社会教育関係団体に対する補助金（案）について、事務局から説明をお願いする。

越川課長

令和７年度社会教育関係団体への補助金案については、前回会議において、予算要求の内容を皆様に報告させていただいた。この度、予算案が確定したので、資料に記載の内容で、来月開会予定である、習志野市議会令和７年第１回定例会に提案しようとするものである。要求時からの変更箇所は、上から３つ目の「文化スポーツ振興財団運営費等補助金」の部分のみであり、財団の役員の人件費における財政査定により、金額が確定したものである。このことから、前回会議の報告より８６万１千円の減、前年度より４０２万円増の合計１億１千３３万５千円として要求するものである。

澤田委員長

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

（質疑・意見等なし）

報告（３）令和７年度生涯学習部予算（案）の概要について

澤田委員長

報告（３）令和７年度生涯学習部予算（案）の概要について、事務局から説明をお願いします。

越川課長

令和７年度生涯学習部予算案については、前回会議において、予算要求の内容を皆様に報告させていただいた。この度、予算案が確定したので、資料に記載の内容で、来月開会予定である、習志野市議会令和７年第１回定例会に提案しようとするものである。資料に、要求額に対する予算案の額を、黄色の着色で示している。事業概要欄において、赤字で見え消し及び追加している箇所が要求時からの主な変更箇所となっている。

澤田委員長

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

（質疑・意見等なし）

報告（４）指定管理者制度の更新について（公民館）

澤田委員長

報告（４）指定管理者制度の更新について（公民館）について、事務局から説明をお願いします。越智委員については、議題の内容の関係者であり、本件が非公開事項であることから退出いただきたい。

（越智委員 退出）

伊東中央公民館長

現在、実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館、新習志野公民館の４館が、指定管理による運営を行っているところである。この４館について、指定管理期間が令和７年度末に終了するため、今後の指定管理の方針案について報告をさせていただく。

１．指定管理者制度の更新方針について、(1)指定管理者制度を更新した管理運営すること(2)指定管理者は、公募により選定をすること(3)指定管理者の公募にあたり、４館一括の公募を行うこと(4)指定管理期間は５年間とする。なお、(3)について、現在、実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館の３館と、新習志野公民館の１館を分けて指定管理を行っているが、いずれの公民館においても、令和７年度末に指定管理期間が終了し、周期が揃うことから、４館一括で更新しようとするものである。２．指定管理の状況及び

3. 管理期間における実績については、資料をご覧ください。

次に、指定管理者制度の更新方針について、詳細に説明させていただく。資料2 ページ目の4. 指定管理者の更新について、指定管理制度を更新する理由を記載している。

(1) 各公民館における指定管理者の導入については、毎年のモニタリング結果が良好であり、サービスの拡大及び経費の削減が図られており、今後も継続していることが望ましいと考えている。

(2) 公募について、公募とすることで複数の事業者による応募が期待され、より質の高い運営・維持管理や来館者へのサービス提供が期待できる。

(3) 指定管理者の募集方法について、次の理由により、4 館一括の公募の募集とする。

① 指定管理者が負担する経費にスケールメリットが生まれることにより、事業者にとっては、公募に参加しやすくなり、市としてもより多くの事業者の参加が期待できる。

② 公民館同士の連携や人材交流・育成を円滑に行うことで、より質の高い、専門性のある事業を展開することができる。

③ 近年の地球温暖化による夏の高温、甚大な自然災害の頻発などの緊急事態への迅速な対応の実施が可能である。

④ 指定管理者更新に係る事務手続き及び指定管理期間中の管理業務に係る事務の軽減を図ることができる。

最後に、(4) 指定管理期間については、5 年間が妥当であると考えている。

澤田委員長

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

(質疑・意見等なし)

澤田委員長

これをもって、令和6年度第3回習志野市社会教育委員会議を閉会する。